

一般競争入札公告

社会福祉法人けやき会（仮称）桜花保育園三郷園新築工事について一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

2019年 7月 24日

社会福祉法人けやき会
理事長 小松 明

- 1 工 事 名 (仮称) 桜花保育園三郷園新築工事
- 2 工 事 場 所 埼玉県三郷市新和3丁目3、4、5、6、7、8、9-1
- 3 工 事 期 間 契約締結日 から 2020年3月15日まで
- 4 予 定 価 格 公表しない
- 5 工 事 概 要
 - 用 途 保育所
 - 工 事 種 別 新築
 - 構造及び棟数 木造 地上2階建て 1棟
 - 敷 地 面 積 3,098.02 m²
 - 建 築 面 積 592.89 m²
 - 延 床 面 積 1,022.11 m²
 - 工 事 内 容 本体工事一式及び外構工事、厨房工事一式
- 6 本件入札に参加することができる者

本工事の入札に参加できる者に必要な資格は次のとおりとする。
入札参加者は、これらのすべての資格を満たしていなければならない。

- (1) 埼玉県越谷県土整備事務所内に本店を置く者
- (2) 2019年度三郷市建築工事請負等競争入札参加資格者名簿において、建築一式工事の格付けA級及びB級に登載され、建築一式工事の総合評定値(P)が940点以上で1,040点以下評点(Y)が750点以上であること。
- (3) 地方自治法167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 2010年度以降で国の整備補助を受けた保育所、延床面積600 m²以上の新築工事の建築一式工事を越谷県土整備事務所内で1件以上元請として施工し、完成させた実績（施工中を除く）のある者であること。
- (5) 当該入札の公告日から落札者決定までの期間に、三郷市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所か

ら更生手続開始決定がされていない者であること。

(7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所から再生手続開始決定がされていない者であること。

(8) 当該入札の公告日から落札者決定までの期間に、経営状況により主要取引先から取引停止の事実がない者であること。

(9) 本工事において、建設業法第 26 条の規定による専任の主任技術者または監理技術者を適正に配置できる者であること。

7 現場説明会について

開催しない。

8 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

入札に参加を希望する者は、次のとおり一般競争入札参加資格確認申請書の配布を受けること。

(1) 申請書等の配布期間

この公告の日から平成 2019 年 8 月 7 日（水）正午まで

(2) 申請書等の提出期限

2019 年 8 月 7 日（水）正午までに必着（郵送可）

(3) 申請書等の配布および提出場所

アーム建築設計事務所

さいたま市浦和区北浦和 1-16-4

電話番号 048-882-6640 携帯：090-1045-2022

必ずアポイントをお願い致します。

(4) 提出書類

ア 三郷市競争入札参加資格審査結果通知書（写し）

イ 施工実績を証明できる書類（契約書等の写し）

ウ 経営事項審査結果通知書（写し）

9 入札参加資格の有無

入札参加希望者からの一般競争入札参加資格確認申請に基づき、当該入札参加希望者の資格の有無、その他必要な事項について確認を行い、その結果を書面（FAX）にて通知する。

入札参加資格を有する者については、設計図書、仕様書およびその他必要な書類（以下「設計図書等」という）を貸与する。

貸与期間：平成 2019 年 8 月 8 日 から 2019 年 8 月 29 日まで

貸与場所：アーム建築設計事務所

返却方法：郵送または入札会場へ持参。

10 設計図書に関する質疑及び回答

(1) 質疑の提出

ア 期限 2019 年 8 月 20 日（火）正午まで

イ 方法 FAX による。048-882-6602（書式は任意）

ウ 提出先 アーム建築設計事務所

(2) 質疑に対する回答

ア 期 限 2019年8月22日(木)午後6時まで

イ 方 法 FAXによる。

11 入札に関する事項

(1) 最低制限価格

設定する。ただし公表は入札後に行う。

(2) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

(3) 入札日時

2019年8月29日(木)午後2時30分(受付午後2時15分より)

(4) 入札場所

場所 社会福祉法人 けやき会 事務所内

住所 さいたま市大宮区下町3丁目6番3

電話 048-657-7477

12 入札に関する注意事項

(1) 一度提出した入札書の書き換え、引き換え、または撤回をすることはできない。

(2) 本件入札は、最低制限価格を設定しているため、最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、2回目以降の入札が実施された場合においても、再度入札に参加することはできない。

(3) 再度入札は2回までとする。初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。

(4) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。

(6) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、くじを実施して落札者を決定する。

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した額をもって落札価格とするため、入札者は、消費税等額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)および一括下請負行為等に抵触する行為を行ってはならない。

13 入札の無効

(1) 入札に参加する資格を有しない者がした入札

(2) 入札者の押印のない入札書による入札

(3) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札

(4) 押印された印影が明らかでない入札書による入札

(5) 記載すべき事項の記入がない入札書、または、記入した事項が明らかでない入札書による入札

(6) 代理人で委任状を提出しないものがした入札

(7) 他人の代理を兼ねた者がした入札

- (8) 2 通以上の入札書を提出した者がした入札
- (9) 2 以上の者の代理をした者がした入札
- (10) 郵便、電報、電話またはファクシミリによる入札
- (11) 明らかに談合によると認められる入札
- (12) 虚偽の資料を提出した者がした入札
- (13) その他、公告に示す事項に反した者がした入札
- (14) 入札業者が規定数に満たない場合

14 契約、支払い条件に関する事項

- (1) 落札者は、落札によって得た権利を第三者に譲渡してはならない。
- (2) 支払い条件は、下記のとおりとする。

15 その他

- (1) 現場説明会は実施しないので、入札参加資格者は各自現場を熟知した上、入札に参加すること。
- (2) この公告に定めるもののほか、本件入札の執行等に関する事項は、入札要綱書によるものとする。

16 問い合わせ先

公告・工事の内容については担当春田まで

アーム建築設計事務所
電話番号 048-882-6640